

## 第4回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、第4回岩手町農業委員会総会は、令和5年10月24日、午後1時30分、岩手町役場第3会議室に招集された。

1、日程並びに今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員及び書記の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告

日程第4 報告第1号 農地法施行規則（転用の例外）該当届について

日程第5 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否意見の決定について

日程第6 議案第2号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第8 議案第4号 農作業賃金参考額の設定に伴う可否の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

農業委員

1番 幅 清一

2番 福浦 昌博

3番 佐々木 金見

4番 菊池 暢子

5番 藤澤 暁宏

6番 府金 秀一

7番 田中 正志

8番 瀬川 浩美

9番 佐々木 夏子(職務代理)

(議長)10番 福士 好子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

なし。

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員等は、次のとおりである。

事務局長 田中 盛夫

局長補佐 田村 育江

農地利用係長 千葉 優子

副主任 藤川 翔太郎

農地利用最適化推進委員 朽木 ヨシミ  
農地利用最適化推進委員 今松 三男

(開会時刻 午後 1 時30分)

◎開会・開議の宣言

議 長 ただいまから第 4 回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎会議録署名委員及び書記の指名

議 長 日程第 1、会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名します。

会議録署名委員は、2 番福浦昌博委員、5 番藤澤暁宏委員のご両名にお願いいたします。また、書記は事務局の千葉係長にお願いいたします。

◎会期の決定について

議 長 日程第 2、会期の決定について、を議題とします。お諮りします。本総会の会期を本日 1 日とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、会期を本日 1 日間と決定いたしました。

◎業務報告

議 長 日程第 3、業務報告に入ります。事務局より業務報告をお願いします。

事務局 長 総会資料とは別の一枚もの、農業委員会業務報告をご覧ください。  
(資料に基づき説明)

議 長 以上で業務報告を終わります。

◎報告第 1 号

議 長 日程第 4、報告第 1 号、農地法施行規則、転用の例外該当届について、事務局の説明を求めます。

局長 補 佐 報告第 1 号、議案書 4 ページをご覧ください。

農地法施行規則、転用の例外該当届について、農地法施行規則第 29 条及び 53 条の規定により、転用の例外届があったので報告するものでございます。

5 ページをご覧ください。

番号 5、土地の所在は、大字川口第 26 地割地内の田 4 筆 1,489 m<sup>2</sup>の内 62.75 m<sup>2</sup>、及び畑 2 筆 5,498 m<sup>2</sup>の内 188.98 m<sup>2</sup>、計 6 筆 6,987 m<sup>2</sup>中 251.73 m<sup>2</sup>について、岩手町が、地域の要望により大渡子九十線の道路改良を行うにあたり道路等の拡幅のため農地の一部を取得し道路を改良するものでございます。

場所につきましては 6 ページ、詳細につきましては 7、8 ページをご覧ください。  
以上、説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切ります。

報告第 1 号、農地法施行規則、転用の例外該当届について、を終わります。

#### ◎議案第 1 号

議 長 日程第 5、議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第 1 号。議案書は、9 ページをご覧ください。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について、農地法第 4 条第 2 項の規定を準用し、同条第 3 項の規定により意見の決定を求めるものでございます。

10 ページをご覧ください。

番号 11、土地の所在は、大字五日市第 10 地割地内の所有者 4 名の方の畑 5 筆、計 5,198 m<sup>2</sup>の内 2,819.31 m<sup>2</sup>について、東北新幹線高速化工事に伴う資材置場及び工事用通路、駐車場に使用する目的のため一時転用するものでございます。

また、期間内の賃貸借料は、1 m<sup>2</sup>につき 850 円であります。

場所等につきましては、11、12 ページ、岩手県への農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見書・調査書は、13、14 ページをご覧ください。

現地調査をしておりますので調査員から報告をお願いします。また、県知事への意見書・調査書につきまして、事務局より説明いたします。

議 長 説明が終わりました。続いて、現地調査報告、意見書及び調査書の説明をお願いします。

朽木推進委員 現地調査の結果について、推進委員の朽木から報告いたします。

本日、午前 9 時から佐々木委員、今松推進委員と事務局で、現地を確認して参り

ました。

5条申請、受付番号11番の農地転用の件について報告します。

11番の申請地は役場から北東へ約500メートルほどの国道沿いにあり、ほとんどが原野化している状態でした。

各種申請に際し周辺農地への影響はなく、また、転用する計画の面積、内容にも問題がないと確認いたしました。

以上で報告を終わります。

副 主 任 続きます、私の方から詳細について説明いたします。

受付番号11番の意見書・調査書について説明いたします。申請理由は議案書10ページの備考欄に記載の通りとなり、12ページに掲載してあります図面の通り、資材置場及び工事用通路に使用する一時転用となります。

13ページをご覧ください。

(意見書・調査書の内容を説明)

以上、要件を全て満たしていることから許可足りうる案件であると考えられます。

議 長 一連の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を打ち切り、これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第2号

議 長 日程第6、議案第2号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第2号。議案書は15ページをご覧ください。

農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、農地法の適用外証明願が提出されたので可否の決定を求めるものでございます。

16ページをご覧ください。

番号5、土地の所在は、大字江刈内第2地割地内の登記地目、田、現況地目

宅地の2筆1,488㎡について、昭和63年に●●の申し出により自分の所有する田を貸し出し組合の施設を建築しておりました。その後、●●の解散により●●が継承しているものの、当時農地法の手続きをせずに施設を建築したことが現在になり発覚し農地法の手続きが必要であったことを理解し地目の適正化を図るため申請に至ったものでございます。

場所につきましては、17ページをご覧ください。

番号6、土地の所在は、大字川口第51地割地内の登記地目、畑、現況地目、原野の3筆、計1,450㎡について、約49年以上前から隣接する川の法面の災害の影響を受け耕作できない農地であるものでございます。

場所につきましては、18ページをご覧ください。

2件の案件につきまして、現地調査を実施しておりますので、調査員より報告をお願いします。以上、説明を終わります。

議 長 続いて、現地調査の報告を担当委員からお願いします。

今松三男推進委員 推進委員の今松から報告いたします。

先ほどと同じメンバーで現地を確認して参りました。

適用外証明願の受付番号5番及び6番の農地について報告します。

5番の対象地は●●の東側500メートルの所にあり、申請のとおり建物があるのを確認いたしました。

6番の対象地は芦田内地区、●●の向かい側や東側の北上川沿いにあり、申請の通り原野化しているほか、一部小屋が建築されているのを確認いたしました。対象地において、今後農地に復元することは困難であり、農地法の適用を受けない非農地とすることは、やむを得ないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第2号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり可とすることに決定いたします。

◎議案第3号

議長 次に日程第7、議案第3号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局長補佐 議案第3号。議案書は19ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき策定された令和5年度岩手町農用地利用集積計画について、可否の決定を求めるものでございます。

議案書は、20ページをご覧ください。

番号29、土地の所在は、大字久保第9地割地内の畑3筆30,112㎡、田1筆3,950㎡、計4筆34,062㎡について、前回の総会において、所有者から岩手県農業公社への売買をした案件であります。今回は、あっせんしておりました受け手である認定農業者の記載の方が同額である記載の金額により農業公社から所有権移転するものでございます。

続いて番号30、土地の所在は、大字土川第5地割地内の田2筆3,744㎡について、相続により取得したものの県外在住者であり以前より地域の農業者が耕作している農地を農業公社の売買支援事業を活用して、記載の金額により記載の方が土地代15万円、1反歩当たり4万円にて岩手県農業公社へ売買するものです。公社では、所有権移転後、あっせんしている認定農業者へ売買することになります。

以上、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番幅委員 30番の土地は買う人は決まっているのか。場所はどこ。鳴沢か。

局長補佐 地域の認定農業者の方が購入する予定で、場所は新田です。

6番府金委員 このように買う、売買する案件は多いのか。

局長補佐 このケースは、相続したものの、こちらにはいらっしやらないという事で、農地を処分したいという相談があり、売買に繋がったものです。

議長 ほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第3号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎議案第4号

議 長 次に日程第8、議案第4号、農作業賃金参考額の設定に伴う可否の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第4号。議案書は22ページをご覧ください。

農作業賃金参考額の設定に伴う可否の決定について、令和5年度農作業賃金参考額の設定について、可否を求めるものでございます。

23ページになります。今回、10月4日付けによる岩手県労働局が最低賃金を改定したことに伴い変更するものでございます。

毎年、最低賃金が改定されておりますが、10月4日からは39円の値上がりとなり1時間当たり893円、1日8時間として7,150円となります。こちらを改正するものです。

以上、説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

6 番府金委員 ちなみに年齢18歳から65歳までなのかなと思うのですが、それが70歳になっても同じ金額なのか、決まりがあったら教えてください。

局 長 補 佐 年齢に関してですが、制限がない。65歳までとは限らない。と言いますか、示されたものを見たことはございません。

議 長 これは最低賃金なので、その人のキャリアによって払ってます。うちの場合はプロ手当が付くので、これより多めに払ってます。

ほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第4号、農作業賃金参考額の設定に伴う可否の決定について、可とすること

に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第4号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎閉会の宣言

議 長 以上で、本日の日程は終了しました。  
これをもちまして会議を閉じ、第4回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時00分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名する。

議長（会長）

2 番

5 番